



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 カンダホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 勝又 一俊  
(コード：9059、東証第2部)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 原島 藤壽  
(TEL. 03-6327-1811)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更する件について、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 102 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 30 条（社外取締役の責任限定契約）および第 39 条（社外監査役の責任限定契約）を規定しております。

今般、会社法第 427 条が改正され、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当社定款第 30 条および第 39 条の一部を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### (2) 変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(社外取締役の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結するこ	(取締役の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度

現行定款	変更案
<p data-bbox="448 322 600 353">とができる。</p> <p data-bbox="328 465 687 497">(社外監査役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="312 517 820 831">第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p data-bbox="987 322 1347 400">額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="868 465 1174 497">(監査役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="852 517 1359 831">第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以上